

あなたも始めてみませんか、市民活動！

トピック
5

■問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(32)8887



ママグマルシェの活動の様子

市民活動って何？

市民活動とは、市民が地域や社会に貢献することを目指し、自主的に行う活動のことです。市内では多くの団体が、地域の賑わいづくりや市の魅力発信、子育て支援などの市民活動を行っています。

市民活動の最初の一步は、「こんなイベント、こんな取り組みがあればいいな」という、あなたのちょっとした気づきからです。

市では、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、市民活動の費用の一部を補助しています。この補助制度を足掛かりに、新たな活動を始めてみませんか。

令和4年度 市民活動補助事業を募集！

応募にあたっては事前相談をおすすめしています。特に初めて応募される場合は、ぜひご相談ください（要予約）。

■対象事業

地方創生や地域・社会のための事業

■対象団体

- ・公益活動を目的とする団体
- ・市内で活動実績がある団体、または今後市内で活動を予定している団体
- ・5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある団体

■補助区分と補助額

事業1年目

- ・トライコース 補助率10分の10（上限5万円）
- ・スタートコース 補助率4分の3（上限10万円）

継続ステップアップ（事業2～5年目）

- ・2～3年目 4分の3（上限30万円）
- ・4～5年目 2分の1（上限30万円）

■**申込方法** 申請に必要な書類をそろえて市民協働推進課に直接提出（メール、郵送、FAXは不可）

■**申込期間** 2月1日(火)～3月17日(木)

選考会

応募団体には、選考会で事業内容をプレゼンテーションしていただきます。選考委員が公益性や効果・成果の見込みなどを審査し、適当であると認められた事業に対し、補助金を交付します。

■**日時** 4月8日(金)

午後1時30分～

■**場所** 市役所



就 職

児童館厚生員・学童保育支援員(会計年度任用職員)募集

児童館厚生員

■応募資格

保育士資格または幼稚園～高等学校の教員免許がある方

■勤務日

月～土曜日のうち月に21日程度（土曜日は月2回程度）

■**勤務時間** 午前8時30分～午後5時15分のうち7時間

■**勤務場所** 市立児童館

学童保育支援員

放課後児童支援員認定資格をお持ちでない方は、条件を満た

し次第、取得していただきます。

■**勤務日** 月～土曜日
（土曜日は月1回程度）

■勤務時間

平日 午後1時～7時のうち2～5時間

土曜日 午前8時～午後7時のうち6時間程度

長期休業中

午前7時30分～午後7時のうち5～7時間

■勤務場所

市立学童保育室

共通事項

■**待遇** 時給1,062円

- ・有給休暇・通勤手当あり
- ・社会保険・雇用保険・期末手当は諸要件あり

■**申込方法** 市販の履歴書と資格証の写し（有資格者のみ）をこども福祉課に提出（郵送可）

※郵送の場合は、児童館厚生員または学童保育支援員希望と封筒に明記してください。

■**申し込み・問い合わせ先**

こども福祉課 ☎(32)8903